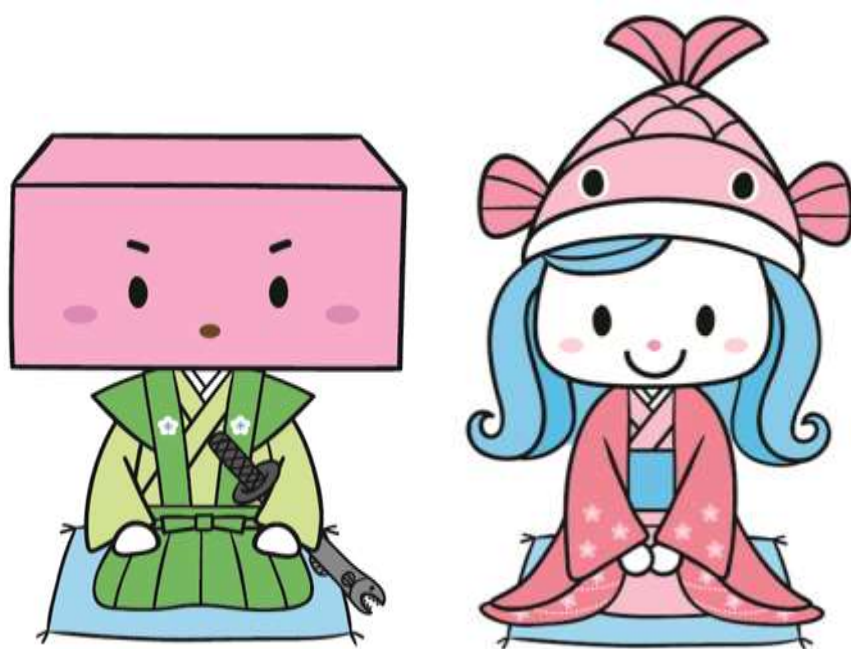


小城市公共施設等総合管理計画 (概要版)



平成 29 年 3 月



佐賀県小城市

目 次

I. 公共施設再配置に向けて	1
1. 公共施設等総合管理計画の位置付け	1
(1) 公共施設等総合管理計画の目的・理念	1
(2) 本計画の位置付け	1
2. 計画書で対象とする施設	2
(1) 対象範囲	2
(2) 基準日	2
II. 市勢概要	3
1. 人口と世帯	3
(1) 総人口・世帯数	3
(2) 将来人口の見込み	3
2. 財政・行政運営	4
III. 公共施設の現状と分析	6
1. 建築物	6
(1) 過去の整備量（延床面積）	6
(2) 老朽化の現状	7
2. インフラ	8
IV. 将来の施設更新投資等の試算（財政シミュレーション）	9
1. 更新投資試算の方法	9
2. 公共施設（建築物）に係る更新投資の試算	9
3. 公共施設（インフラ）に係る更新投資の試算	10
4. 公共施設（全体）に係る更新投資の試算	11

V. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	12
1. 計画期間	12
2. 数値目標	12
3. 診断等の実施方針	13
4. 安全確保の実施方針	13
5. 長寿命化の実施方針	13
6. 民間活用（PFI/PPP 等）の考え方	13
7. 維持管理・修繕・更新等の実施方針	13
8. 耐震化の実施方針	13
9. 統合や廃止の推進方針	13
10. 建築物の施設用途別・インフラの管理方針	14
VI. 計画の推進にあたって	17
1. 全庁的な取組体制の構築方針	17
（１）庁内推進体制	17
（２）市職員の啓発・意識付け	17
2. フォローアップの実施方針	17
（１）個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定	17
（２）計画の進行管理	17
3. 情報管理及び共有方策	18
（１）公共施設等に関する情報の一元管理	18
（２）市民等との情報共有・相互理解の醸成	18

I. 公共施設再配置に向けて

1. 公共施設等総合管理計画の位置付け

(1) 公共施設等総合管理計画の目的・理念

平成 20 年（2008 年）から全国的に始まった人口減少が今後、加速度的に進むと予測されていく中で、小城市は、若者の流出や少子高齢化による人口減少が進展していきます。その中で、小城市が所有する公共施設等は、これから大量に更新時期を迎えます。これは、全国の自治体でも同様であり、平成 25 年 11 月にはインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が示されました。また、平成 26 年 4 月には各地方公共団体が所有する公共施設等の全体状況を把握し、地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これらを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定を行うよう総務省が各地方公共団体に要請をしています。

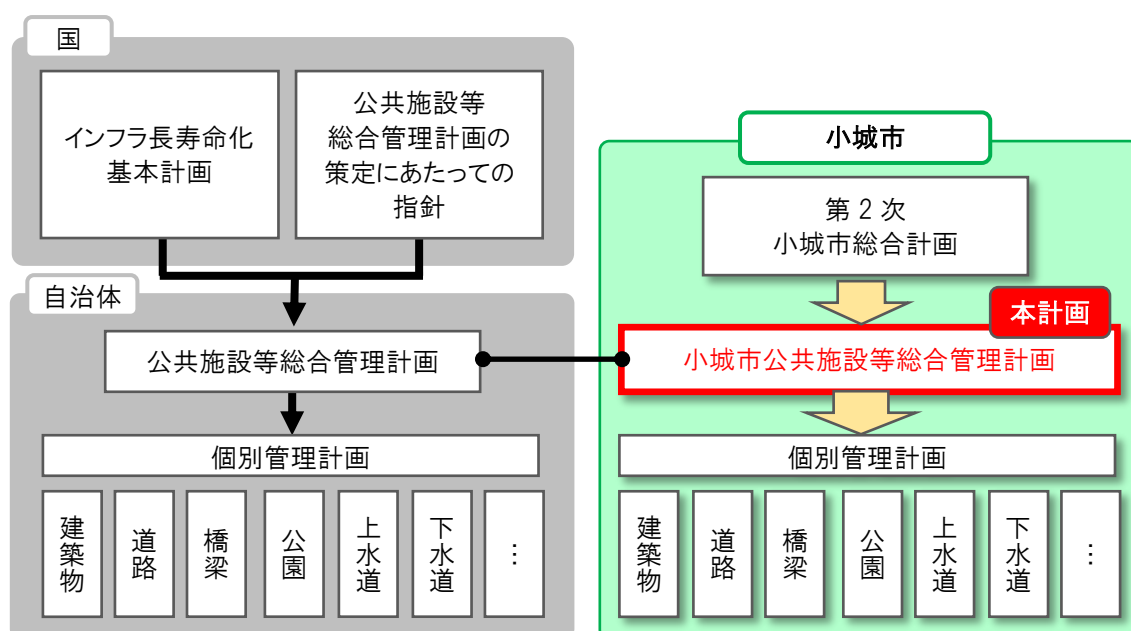
小城市においても、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本計画書は、公共施設等の最適な配置を実現するための各種方針を策定するため、インフラを含めた公共施設等の全体状況を把握し、小城市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」といいます。）としてとりまとめるものです。

(2) 本計画の位置付け

本計画は、小城市における公共施設等に関する計画の中で最高位の計画と位置付けます。

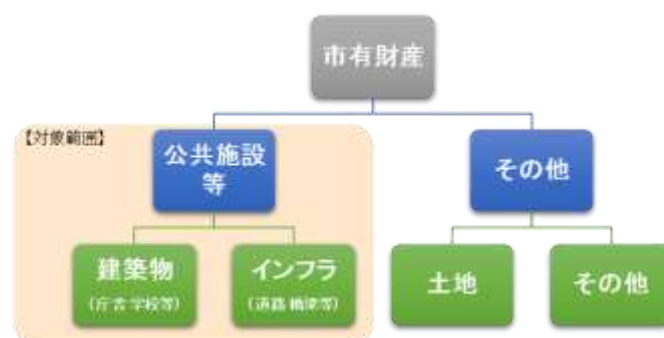
図表 本計画の位置付けのイメージ図



2. 計画書で対象とする施設

(1) 対象範囲

小城市が所有し管理する財産は、地方自治法に基づき、公有財産、物品、債権、基金に分類されます。本計画の対象は、公有財産にあたる、市役所庁舎、小・中学校、市営住宅などの「建築物」と、道路、橋梁、上・下水道などの「インフラ」を含めた全ての公共施設とします。



(2) 基準日

本計画の策定基準日は、平成 29 年 3 月 31 日（平成 28 年度末）です。ただし、公共施設等のデータについては、地方公会計における固定資産台帳に計上されている、平成 27 年 3 月 31 日時点（平成 26 年度末）のものです。

図表 対象施設

建築物				インフラ	
大分類	中分類	施設数	建物数		
文化施設	文化施設	2	2	道路	
社会教育施設	公民館等	9	16	橋梁	
	図書館	4	—※ ¹	河川	
	その他社会教育施設	2	2	公園	
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	5	6	農業施設	
	レクリエーション施設	3	9	排水施設	
産業施設	産業施設	1	1	簡易水道施設	
学校教育施設	小学校	8	95	上水道施設	
	中学校	4	27※ ²	下水処理施設	
	その他教育施設	2	7	防災施設	
子育て支援施設	保育所	4	9	その他公共施設	
	幼稚園	3	21		
	学童保育・児童センター	5	5		
保健福祉施設	保健福祉施設	6	14		
行政施設	庁舎等	2	9		
	防災施設	51	50※ ³		
公営住宅等	公営住宅等	6	48		
市民病院	市民病院	1	5		
その他	その他施設	23※ ⁴	28※ ⁴		
合 計		141	354		

※¹ 図書館は公民館等に含まれる複合施設のため、建物数は算出していません。

※² 小城市立芦刈観瀾校は小中一貫校のため、中学校の建物数は小学校に合算しています。

※³ 消防格納庫芦刈第 2 分団第 1 部は地区施設と共用部分があるため、建物数は算出していません。

※⁴ 平成 27 年度中に解体済の施設も数に含まれます。（施設データ基準日が、平成 27 年 3 月 31 日のため）

Ⅱ．市勢概要

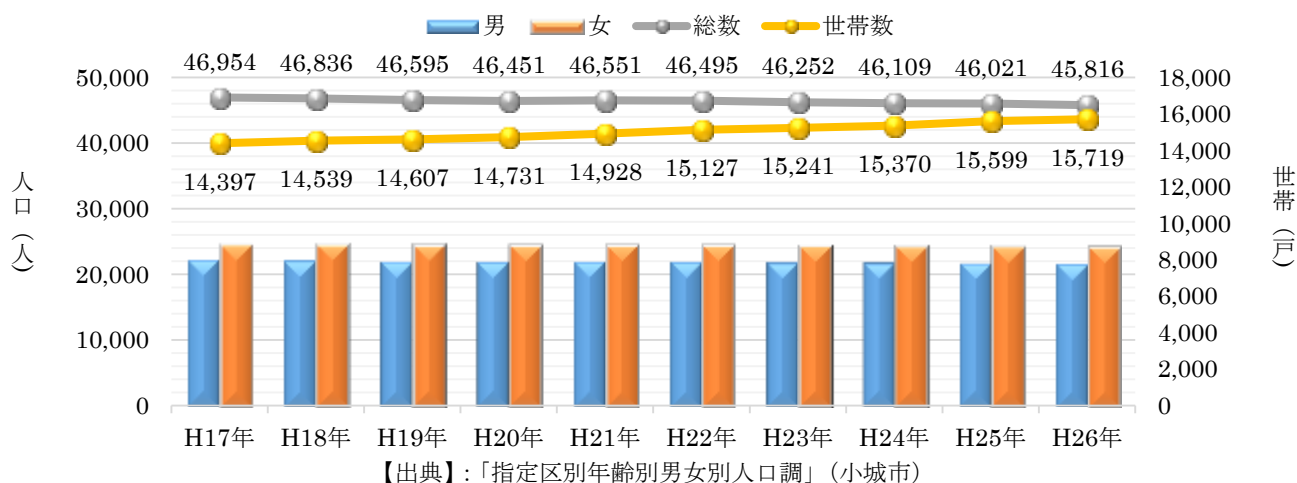
1．人口と世帯

(1) 総人口・世帯数

平成 17 年度（2005 年度）から平成 26 年度（2014 年度）の過去 10 年間の人口及び世帯数を振り返ってみると、人口は、10 年間で 46,954 人から 45,816 人と約 1,100 人減少し、毎年徐々に人口が減ってきている状況ですが、世帯数は、10 年間で 14,397 世帯から 15,719 世帯と約 1,300 世帯増加しています。

このことから 1 世帯あたりの人員は減少傾向にあることが分かり、一人暮らしや核家族が増加傾向にあると考えられます。

図表 人口・世帯の推移

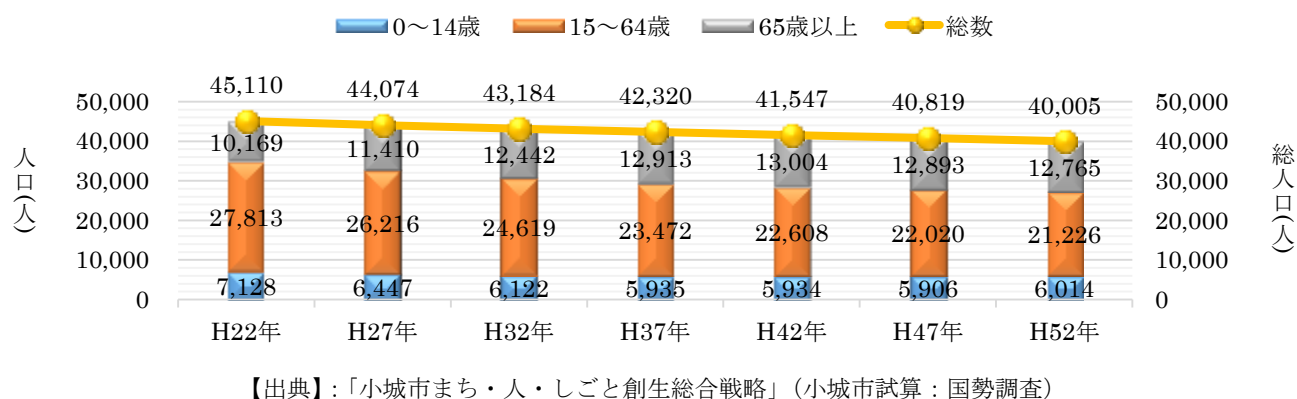


(2) 将来人口の見込み

小城市試算の推計では、平成 22 年度（2010 年度）の総人口 45,110 人から、平成 32 年度（2020 年度）には総人口 43,184 人となり、平成 42 年度（2030 年度）に 41,547 人、平成 52 年度（2040 年度）には 40,005 人となり、30 年間で約 5,000 人減少する見込みです。

年齢別では、30 年間で年少人口（0～14 歳）は約 1,100 人、生産年齢人口（15～64 歳）では約 6,500 人の減少、逆に老年人口（65 歳以上）では約 2,600 人増加する見込みです。

図表 将来人口の見込み

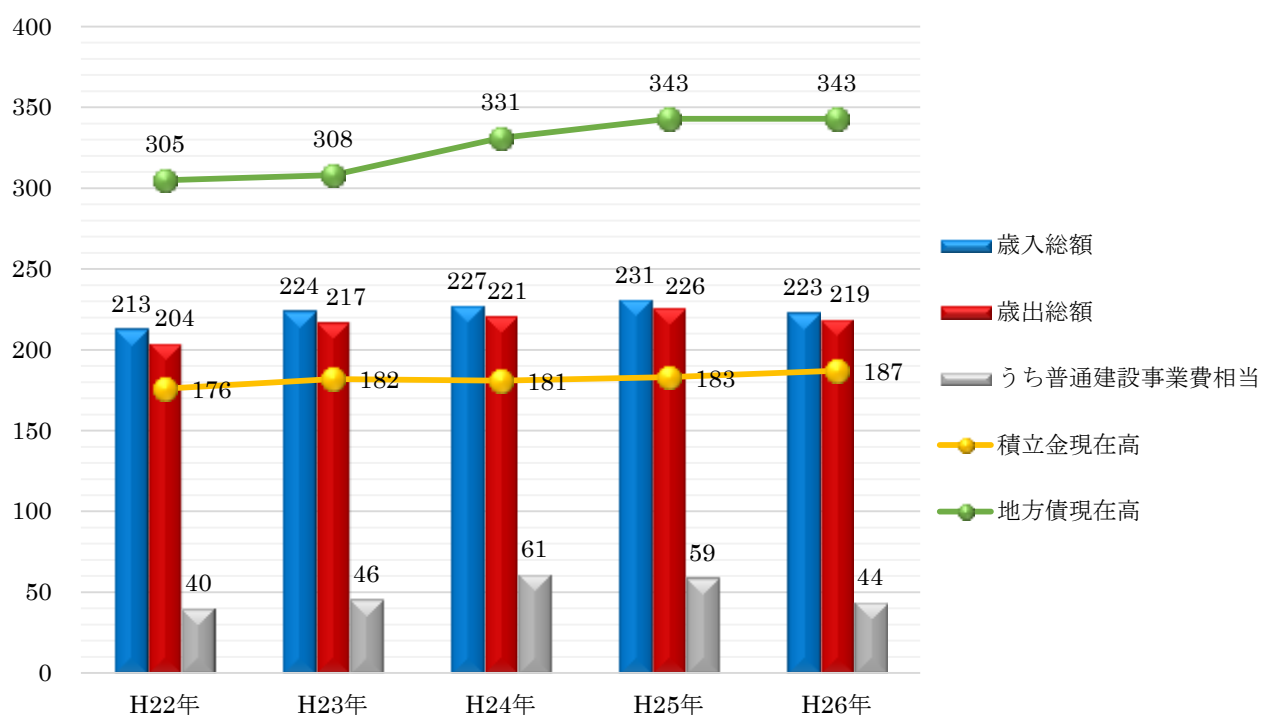


2. 財政・行政運営

市の予算は、歳出総額に必要な歳入総額を計上して執行します。各年度の決算額は、事業の年次計画や費用の多少、国や県を含めた事業主体や補助金の流れの変更、その他制度改正に伴う事業費増減等の影響を受けますが、普通会計と下水道会計の決算における平成22年度(2010年度)から平成26年度(2014年度)までの歳入歳出の状況は、約220億円で推移しています。その中で土地代を含む施設整備や改修、機器の購入費に相当する「普通建設事業費相当」が約50億円で推移しています。

また、地方債(市の借金)と積立金(市の貯蓄)があり、地方債残高は増加傾向、積立金残高は微増傾向になっています。

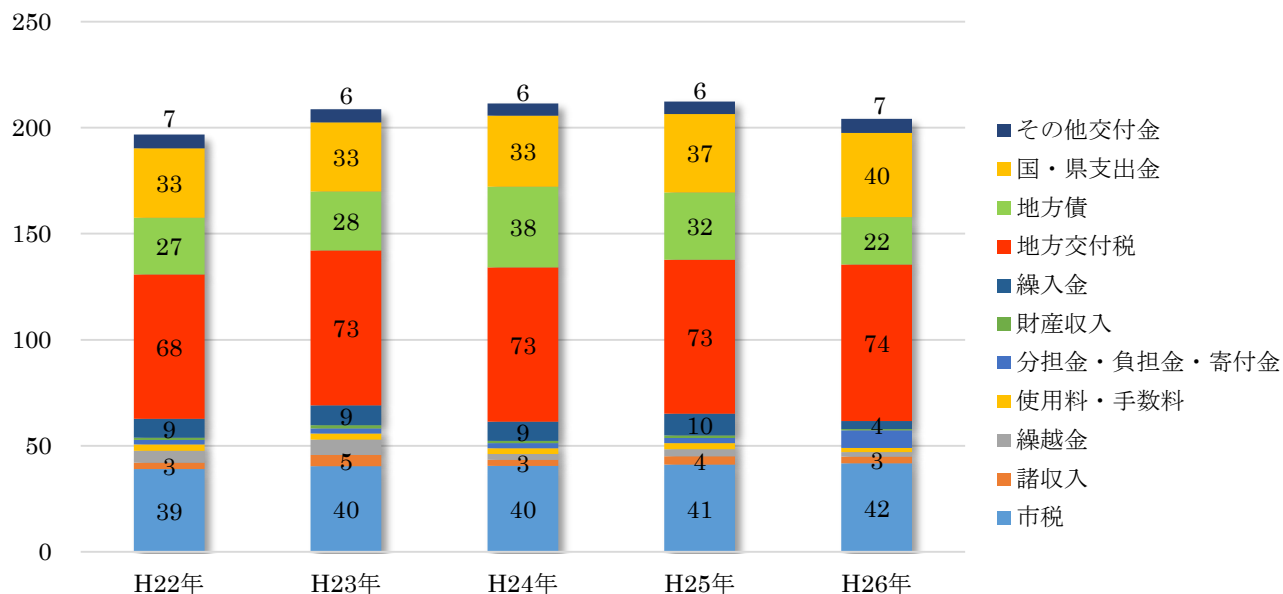
図表 普通会計+下水道会計の決算状況(歳入、歳出の推移)(単位:億円)



【出典】:「普通会計+下水道会計 決算状況」

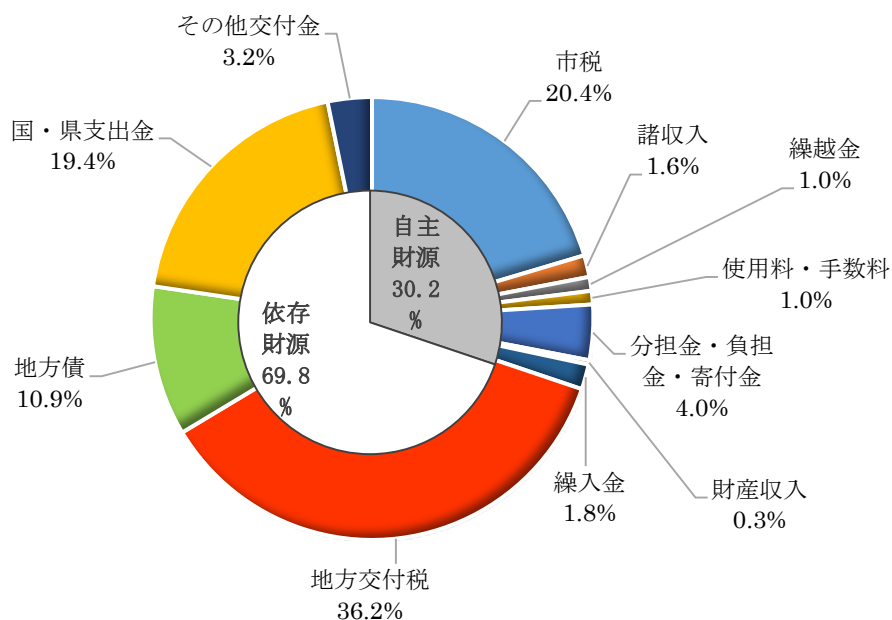


図表 普通会計歳入の内訳（単位：億円）



【出典】：「普通会計 決算状況」

図表 普通会計歳入の内訳（自主財源と依存財源の構成比 平成 26 年度）



【出典】：「普通会計 決算状況」

Ⅲ. 公共施設の現状と分析

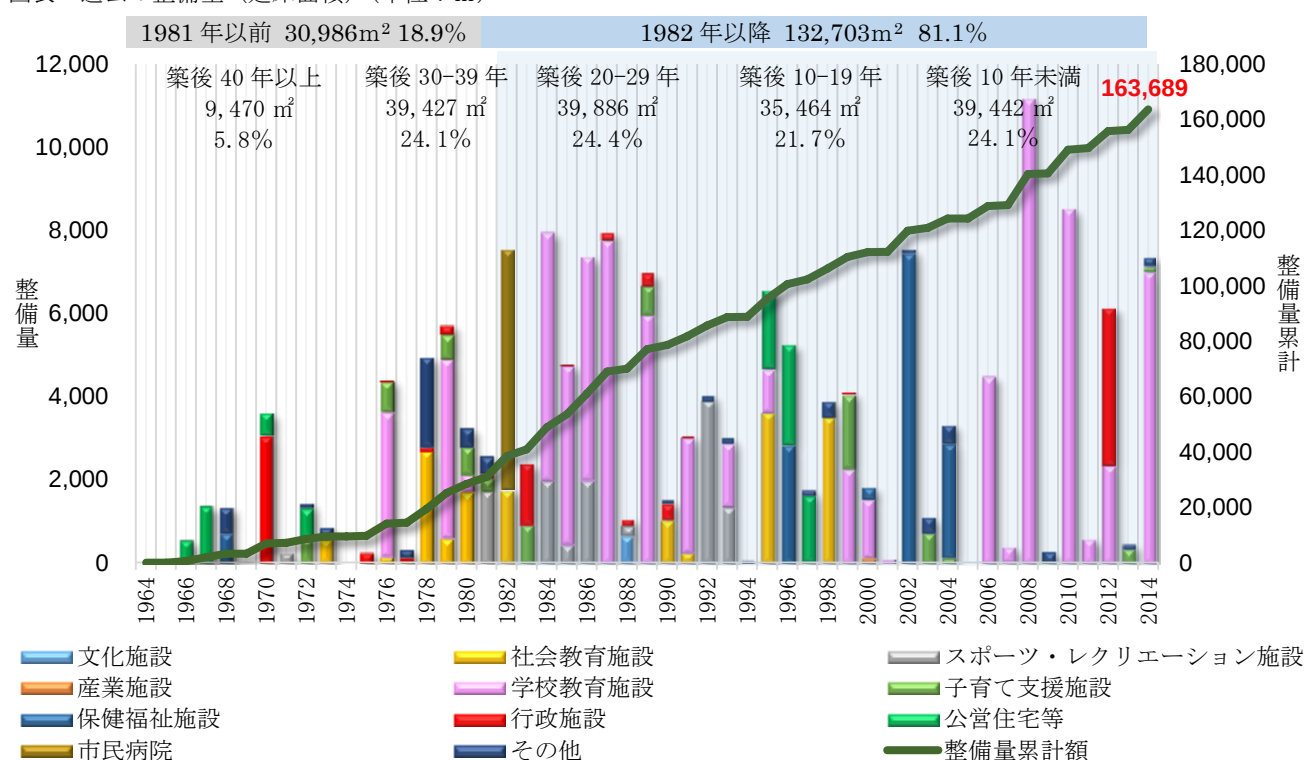
1. 建築物

(1) 過去の整備量（延床面積）

小城市の建築物（いわゆるハコモノ施設）の総面積は約 16.4 万㎡であり、市民 1 人あたり約 3.6 ㎡となっています。これは、全国平均 3.6 ㎡（総務省）と、同じ値となっています。

整備状況は図表のとおりです。築後 20 年から 29 年が 24.4%、築後 30 年から 39 年が 24.1%、築後 40 年以上が 5.8%と全体の半数以上の建物が築後 20 年以上経過している状況です。

図表 過去の整備量（延床面積）（単位：㎡）



【出典】：「平成 26 年度固定資産台帳」

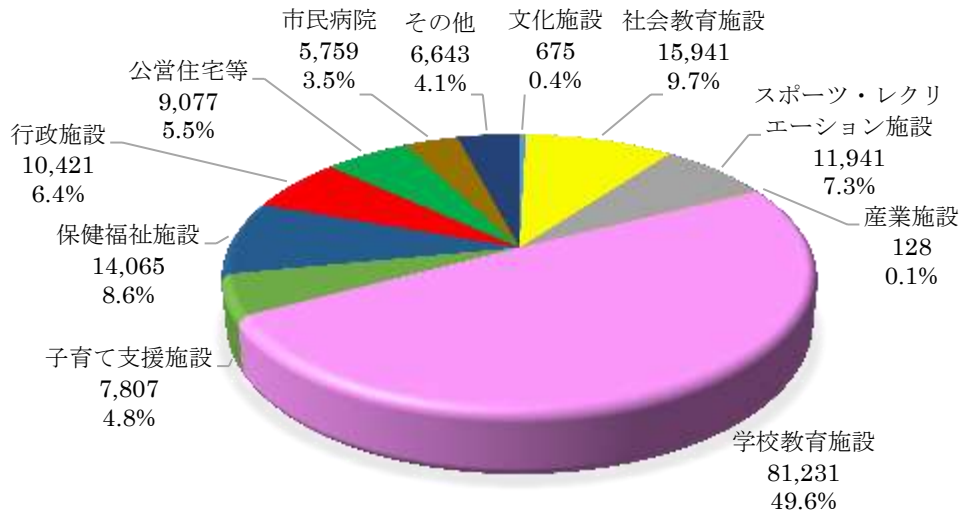
図表 分類別施設整備割合

2014 年度までに整備された公共施設の総面積			163,689 (㎡)		項目	総面積	割合
新耐震基準前の建設年の施設 (1981 年度以前の建築)	延床面積	30,986 (㎡)			築後 40 年以上	9,470 ㎡	5.8 %
	割合	18.9 (%)			築後 30-39 年	39,427 ㎡	24.1 %
建設から 20 年以上の施設 (1994 年度以前の建築)	延床面積	88,783 (㎡)			築後 20-29 年	39,886 ㎡	24.4 %
	割合	54.2 (%)			築後 10-19 年	35,464 ㎡	21.7 %
地域人口			45,816 (人)		築後 10 年未満	39,442 ㎡	24.1 %
人口 1 人当たりの公共施設の床面積			3.6 (㎡/人)		合計	163,689 ㎡	100.0 %

※面積は項目毎に小数点以下第 1 位を四捨五入した数値であり、合計が内訳端数の関係で合わない部分もある。

※割合は項目毎に小数点以下第 2 位を四捨五入した数値であり、合計が 100%にはならない部分もある。

図表 施設用途別延床面積（単位：㎡）



【出典】：「平成 26 年度固定資産台帳」

(2) 老朽化の現状

平均老朽化比率については、レクリエーション施設・保育所が 80%以上、公民館等・スポーツ施設・幼稚園・防災施設・市民病院が 60%以上と高い状況にあります。

全体の約 72%にあたる 92 施設が更新検討施設(老朽化比率：60%以上)となっており、老朽化が進んでいる状況です。

図表 施設老朽化比率

大分類	中分類	取得価格	施設数	算出施設数	80%以上	60%以上	40%以上	20%以上	20%未満	平均比率
文化施設	文化施設	103,490,000	2	2			1	1		54.3%
社会教育施設	公民館等	3,437,459,099	9	9	4	4	1			68.0%
	図書館	—※ ¹	4	0※ ¹						—
	その他社会教育施設	1,648,561,700	2	2	1			1		33.3%
スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	2,483,024,230	5	5		5				66.1%
	レクリエーション施設	179,187,000	3	3	3					98.3%
産業施設	産業施設	37,120,000	1	1				1		28.0%
学校教育施設	小学校	11,973,926,017	8	8		3	3	2		45.0%
	中学校	6,570,843,994	4	3※ ²			1	2		29.5%
	その他教育施設	688,565,302	2	2			1		1	39.6%
子育て支援施設	保育所	605,351,108	4	4	2	2				80.6%
	幼稚園	962,094,682	3	3	1	2				73.4%
	学童保育・児童センター	407,253,317	5	5			1	1	3	27.7%
保健福祉施設	保健福祉施設	4,310,497,655	6	6	1	1	1	3		32.7%
行政施設	庁舎等	2,305,373,123	2	2		1			1	23.0%
	防災施設	342,746,000	51	50※ ³	18	31	1			76.9%
公営住宅等	公営住宅等	1,203,094,016	6	6	5			1		44.2%
市民病院	市民病院	2,412,540,369	1	1		1				73.7%
その他	その他施設	611,798,112	23	15※ ⁴	7		4	2	2	44.0%
比率		—	—	—	33.3%	38.9%	11.9%	11.1%	4.8%	
合計施設数		40,275,158,724	141	127	42	50	14	14	7	

※¹ 図書館は、公民館等に含まれている複合施設のため、算出していません。

※² 小城市立芦刈観瀾校（小中一貫校）は、小学校に合算しています。

※³ 消防格納庫芦刈第 2 分団第 1 部は地区施設と共用部分があるため算出していません。

※⁴ 平成 27 年度中に解体済の施設は、算出していません。

上記の理由により、施設数と老朽化比率算出施設数は合致していません。

2. インフラ

分 類		主な施設等	整備金額 累計額(億円)
道 路	市 道	705 路線	316.9
	農 道	705 路線	46.6
	林 道	9 路線	17.5
橋 梁		322 本	102.5
河 川		32 本	17.5
公 園		小城市八丁グリーンパーク、小城公園、千葉公園、祇園川河畔公園、三日月グラウンド、三日月ふれあい公園、夢とロマンの丘公園、土生遺跡公園、牛津総合公園、石切場跡公園（石工の里公園）、うしづふれあいグリーンパーク、羽佐間水路緑水公園、海遊ふれあいパーク、芦刈運動公園 など	22.5
農業施設		橋内排水機場、三日月東部排水機場、新村排水機場、三里北部かん水施設、栗原かん水施設、久蘇地区鉦害施設、砥川地区畑かん施設、砥川北部地区畑かん施設	38.6
排水施設		戸崎排水機場、三王崎排水機場、川越排水機場、友田排水機場、満神排水機場、前満江排水機場、上坪排水機場 など	40.4
上水処理施設	簡易水道施設	清水・原田簡易水道施設、川内地区簡易水道施設、焼山飲料水水源施設、江里山・大塚簡易水道施設	3.1
	上水道施設	取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設 など	39.8
下水処理施設		牛津浄化センター、三日月浄化センター、堀江浄化センター、砥川浄化センター、芦刈浄化センター、織島浄化センター、清水浄化センター、仁俣中継ポンプ場、市営浄化槽 115 基、下水管、公共枡、マンホールポンプ	349.0
防災施設		防火水槽、消火栓、防災無線	13.2
その他公共施設		光ファイバーケーブル など	4.7
合 計			1,012.3

IV. 将来の施設更新投資等の試算（財政シミュレーション）

1. 更新投資試算の方法

各施設について、更新した場合の投資額を試算します。更新の時期は原則として、固定資産台帳を基に取得年度（整備した年度）から法定耐用年数が経過した時点とし、再調達価格にて再整備するものと仮定して試算します。（実際の更新時期と異なる場合があります。）また、上水道についても同様に固定資産台帳に基づいて算出します。

道路（市道・農道・林道）については、再整備ではなく維持補修をしていくものと考え、過去5年間にかかった維持補修費の平均を毎年の更新金額として算出しています。

なお、固定資産台帳における再調達価格は、整備した当時の価格であり、その後の物価変動等については加味していません。

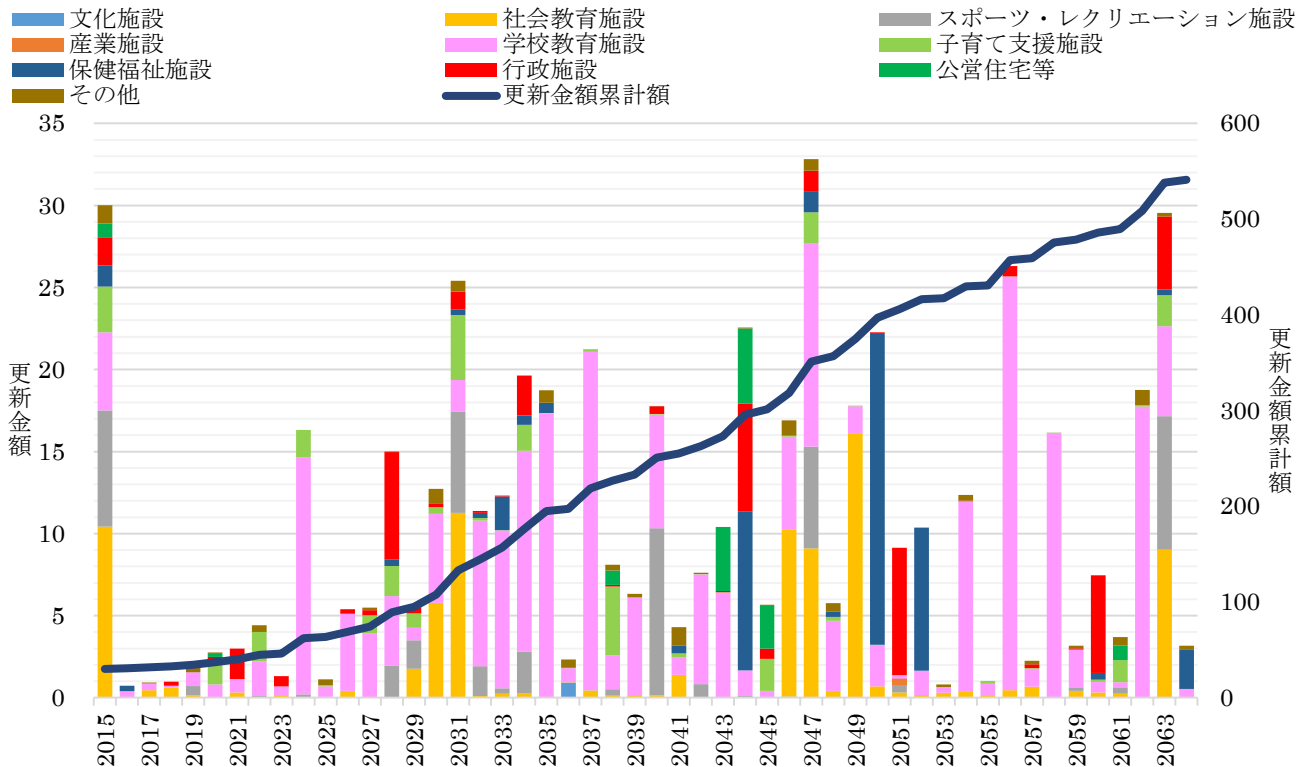
2. 公共施設（建築物）に係る更新投資の試算

建築物の50年間の更新投資を試算すると下図のようになります。耐用年数に応じて施設の建替を想定すると50年間で約541億円の更新投資が必要になります。

50年間の平均年間必要更新投資額は、年間約10.8億円必要です。

10年間の平均で年間約6.2億円、20年間の平均で年間約8.8億円必要になります。30年間の平均で年間約9.6億円必要、40年間の平均で年間約10.7億円必要となります。これから40年間、更新投資が膨らむ時期となり、年々増加する見込みです。

図表 公共施設（建築物）の年度別更新金額（単位：億円）



【出典】：「平成26年度固定資産台帳」

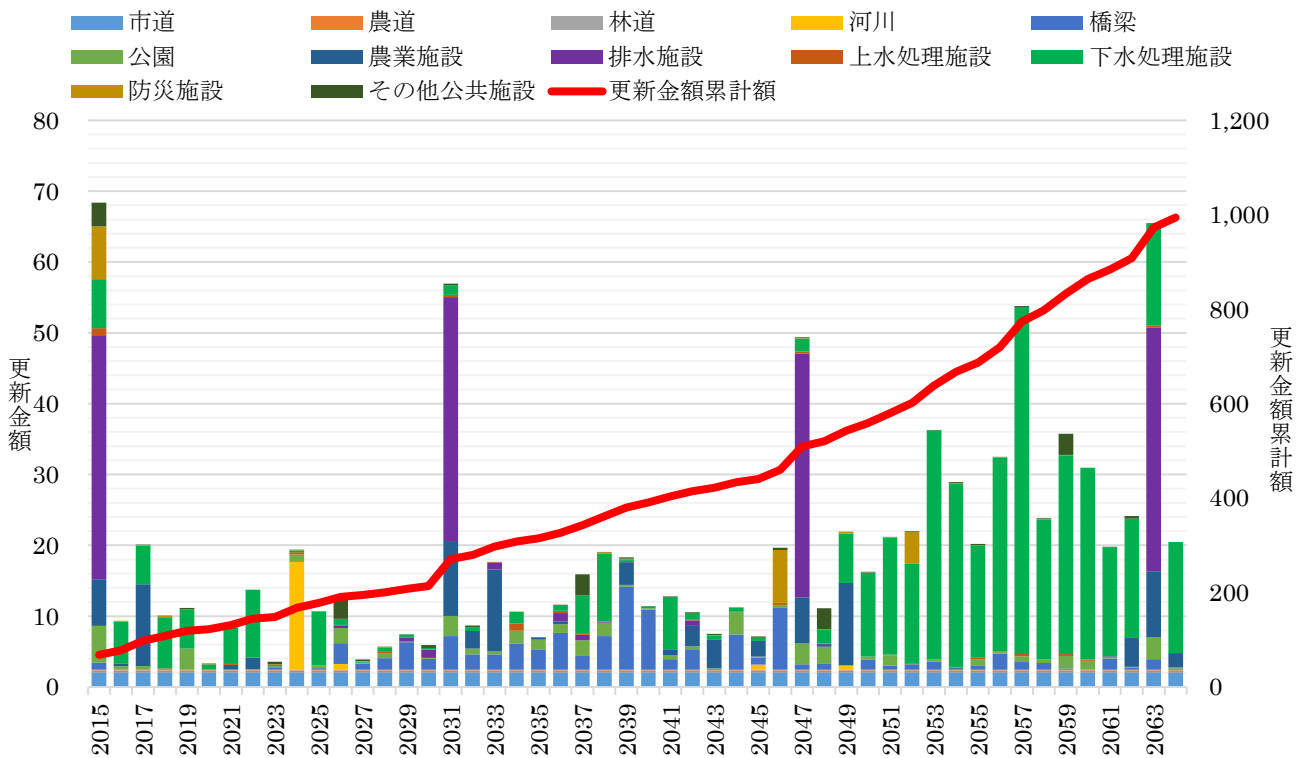
3. 公共施設（インフラ）に係る更新投資の試算

インフラの50年間の更新投資を試算すると下図のようになります。耐用年数に応じて施設の再整備を想定すると50年間で約994億円の更新投資が必要になります。

50年間の平均年間必要更新投資額は、年間約19.9億円必要です。

10年間の平均で年間約17億円、20年間の平均で年間約15億円必要になります。30年間の平均で年間約14億円必要、40年間の平均で年間約17億円必要となります。40～50年の間が、更新投資が膨らむ時期となり、年々増加する見込みです。

図表 インフラ資産の年度別更新金額（単位：億円）



【出典】：「平成26年度固定資産台帳」

4. 公共施設（全体）に係る更新投資の試算

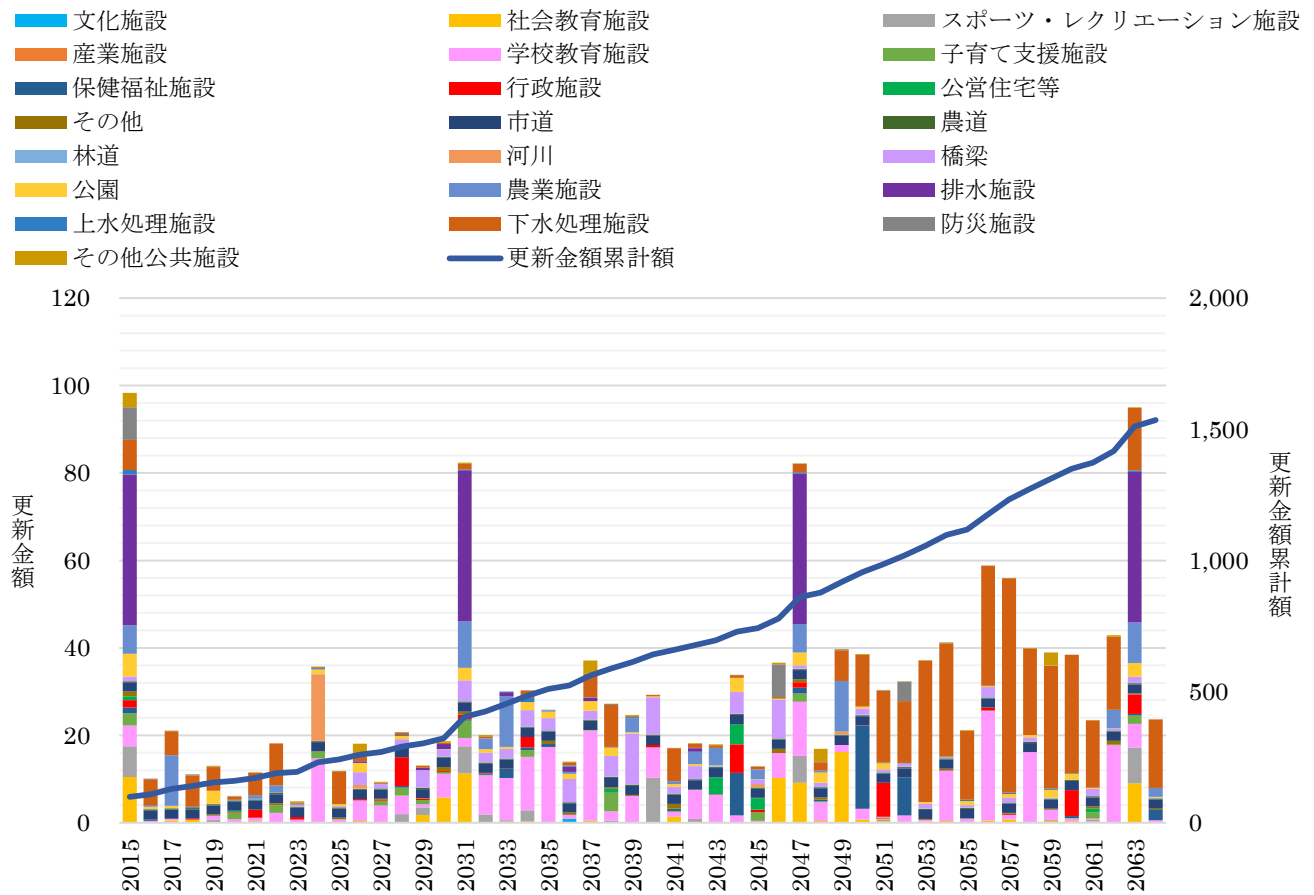
建築物、インフラを含めた公共施設全体の 50 年間の更新投資を試算すると下図のようになります。50 年間で約 1,535 億円の更新投資が必要になります。

50 年間の平均年間必要更新投資額は、年間約 30.7 億円必要です。

10 年間の平均で年間約 23.2 億円、20 年間の平均で年間約 23.8 億円必要になります。30 年間の平均で年間約 23.6 億円必要、40 年間の平均で年間約 27.7 億円必要となります。40～50 年の間が、更新投資が膨らむ時期となり、年々増加する見込みです。

平成 26 年度（2014 年度）の普通会計と下水道会計の普通建設事業費相当は、年間約 44 億円であり、過去 5 年間の平均は約 50 億円となっています。この中には土地代や機器の購入費用も含まれます。

図表 建築物とインフラの年度別更新金額（単位：億円）



【出典】：「平成 26 年度固定資産台帳」

V. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

将来の施設整備費について、地方公会計（固定資産台帳）から推計した財政シミュレーション（「IV. 将来の施設更新投資等の試算」参照）に物価スライドと建築物の使用期間（木造は耐用年数の1.5倍、その他は耐用年数の1.2倍の期間は使用することを想定）を反映させた数値を基に、施設を保有している担当課へヒアリングを行った結果、建築物は今後50年間で床面積を約3.2万㎡（全体保有量の約19%）、更新等費用を約140億円縮減することが可能と試算されました。

これを実現しながら適切な公共施設サービスを提供し続けていくためには、公共施設等の管理に関する基本方針を定め、それに基づく公共施設の安全性の確保や適正配置の検討による公共施設等のマネジメントを行い、施設の長寿命化及び施設機能の統廃合や集約化、PPP/PFIなどの民間活力の活用、近隣市町村との公共施設の相互利用等についても検討したうえで、住民ニーズに対応した効率的、効果的な管理の実現を目指します。

1. 計画期間

公共施設等の総合的なマネジメントを推進していくには、公共施設等の性質上、中・長期的な視点が不可欠です。

そこで本計画では、平成78年度（2066年度）までの50年間の将来予測推計に基づき、今後25年間の方向性を策定するものとします。ただし、計画期間内であっても公共施設等の実態の定期的な把握及び、不断の見直し（定期的かつ必要に応じた適宜の見直し）により、本計画の更なる充実を図っていきます。

今後25年間の計画を定める

2. 数値目標

本市には平成27年3月31日（平成26年度末）現在、141施設（延床面積163,689㎡）の建築物が存在します。現状の人口構成や減少傾向にある将来人口推計及び施設を保有している担当課へのヒアリング結果を鑑み、建築物の保有量（延床面積）の削減目標は、全体保有量の5%とすることとします。

更新等費用についてもヒアリング結果等を踏まえ、施設の複合化や民間活力の導入等を実現することにより計画期間内で約25億円の縮減を図ります。

一方で、インフラについては、住民生活を支えるライフラインであり、下水道を含め、さらに整備を進めるべきものもあるため、整備量の削減を図るといった性質ではないと判断し、削減目標は設定しないこととしますが、更新等費用については、計画的な点検・診断等により長寿命化を実現することで縮減を図ります。併せて、新規整備を行う際には、その必要性及び費用対効果を十分に踏まえた整備を行うことを徹底します。

維持管理費については、建築物・インフラともに徹底したコスト管理を行うことにより縮減を図ります。

	要 素	25年間の削減（縮減）目標値
建築物	全体保有量（延床面積）	全体保有量から5%削減
	更新等費用	更新等費用25億円縮減

3. 診断等の実施方針

法定点検だけでなく劣化状況や利用状況等を把握しながら、必要に応じて専門業者による劣化診断等を実施して詳細な状況把握を行います。また、定期的な安全点検等により状況を随時確認し、関係者で情報共有を図りながら適正な管理を行います。

4. 安全確保の実施方針

建築物に求められている最低限の機能は安全性の確保です。そのために、施設管理者の定期的な巡回点検や建築基準法の定期報告など各種法令に基づく点検などを適正に実施します。また、指定管理者制度を採用している施設では適正な施設管理の徹底を指定管理者と協働で実施します。

5. 長寿命化の実施方針

点検の強化及び早期の修繕等により更新コストの削減を目指すため、長寿命化計画の策定及びこれに基づく予防管理、長寿命化に資する改善を推進します。

6. 民間活用（PFI/PPP 等）の考え方

施設の維持管理・運営コストを抑制しつつサービスの質を向上するため、指定管理者制度などを活用していきます。また、施設の整備や更新時には、PFI/PPP などの民間活用の導入の可能性について、調査検討を行います。

7. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

建築物

不具合が発生するたびに対応する事後修繕ではなく、維持管理・更新等に関する計画を含めたアクションプランなどを策定し、長期的な視点から計画的に行います。なお、更新する場合は、複合化を前提とし、施設総量の削減を進めます。

インフラ

劣化状況等を把握しながら効率的な維持管理・修繕・更新等を計画的に行います。

8. 耐震化の実施方針

昭和 56 年に建築基準法が改正され、現在の新耐震基準が施行されました。新耐震基準は昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けた建物に適用されていることから、改正前の旧耐震基準により設計・建築された建物は耐震性のない建物となります。このため、旧耐震基準の施設の耐震化については、経過年数や危険度等を勘案しながら検討します。

9. 統合や廃止の推進方針

施設ごとに利用状況、維持管理費、老朽化の状況などの施設情報を整理し、定量的な視点で評価するとともに、施設の配置状況、設置の経緯、類似・代替施設の状況等を考慮しながら統合や廃止等を検討します。

10. 建築物の施設用途別・インフラの管理方針

方針		
文化施設、社会教育施設		
文化施設 (2 施設) 公民館等 (9 施設) 図書館 (4 施設) その他社会教育 施設 (2 施設)		・施設の利用状況や老朽化を踏まえて、公共施設として今後維持することが困難な施設については、他施設との統合や用途廃止などを行う。 ・今後維持していくこととなる施設については、定期的な点検を行いながら計画的な修繕、改修を行うことで長寿命化を図る。 ・施設更新の際は原則、現施設から総量を縮減することとし、規模の適正化を図るとともに他施設との複合化を図る。 ・特に公民館や支館については、学校施設との相互利用を考慮して検討する。 ・埋蔵文化財収納施設については、原則、今後発生する用途廃止施設を活用する。
スポーツ・レクリエーション施設		
スポーツ施設 (5 施設) レクリエーション施設 (3 施設)		・施設の利用状況や老朽化を踏まえて、公共施設として今後維持することが困難な施設については、他施設との統合や用途廃止などを行う。 ・今後維持していくこととなる施設については、定期的な点検を行いながら計画的な修繕、改修を行うことで長寿命化を図る。 ・施設更新の際は原則、現施設から総量を縮減することとし、施設利用の効率化や市民ニーズを考慮した適正な規模及び配置について検討する。 ・特にスポーツ施設は、学校施設との相互利用を考慮して検討する。
産業施設		
産業施設 (1 施設)		・施設の利用状況などを踏まえ、管理運営方法については、指定管理者制度の導入や民間移管など民間活力の導入を検討する。
学校教育施設		
小学校 (8 施設) 中学校 (4 施設) その他の教育 施設 (2 施設)		・現施設については、定期的な点検を行いながら計画的な修繕、改修を行うことで長寿命化を図る。 ・施設更新の際は、児童数、生徒数の減少に応じた施設規模とする。 また、屋内運動場や特別教室などについては、他施設との相互利用を考慮して検討する。 ・余剰教室などが出来た場合は、他施設を受け入れるなど複合的機能を持ち合わせた施設として公共施設全体の総量縮減に寄与できるよう検討を行う。 ・給食施設については、施設運営の効率化や経費削減などを目的とした、市内施設の一本化を検討する。

子育て支援施設	
保育所 (4 施設) 幼稚園 (3 施設) 学童保育・児童 センター (5 施設)	・市立保育園・幼稚園については、「小城市立保育園・幼稚園の再編計画」及び「小城市立保育園・幼稚園の民営化ガイドライン」に基づき、民間移譲を進める。 ・市立保育園・幼稚園として存続する施設については、定期的な点検を行いながら計画的な修繕、改修を行うことで長寿命化を図る。 ・施設更新の際は、認定こども園として整備するなど、現施設からの総量縮減を原則として検討を行う。 ・学童保育は、学校施設内に機能を持たせることで、公共施設全体の総量縮減を図る。
保健福祉施設	
保健福祉施設 (6 施設)	・施設の利用状況や老朽化を踏まえて、公共施設として今後維持することが困難な施設については、他施設との統合や用途廃止などを行う。 ・機能が重複している施設については、一本化して総量縮減を図る。 ・施設の利用状況を踏まえた管理運営方法を検討する。また、指定管理者制度の導入や民間移管など民間活力の導入が可能な施設については、積極的に検討する。
行政施設	
庁舎等 (2 施設) 防災施設 (51 施設)	・現施設については、定期的な点検を行いながら計画的な修繕、改修を行うことで長寿命化を図る。 ・市庁舎別館は、利用状況や老朽化を踏まえて、今後維持することが困難な場合については、他施設との統合や用途廃止などを行う。 ・防災施設については、総量縮減を念頭におき、更新時には規模縮小を検討する。
公営住宅等	
公営住宅等 (6 施設)	・点在する老朽化した既存施設を廃止し、集約して施設整備を行う。 ・既存施設の民間への払下げについて、積極的に検討する。
市民病院	
市民病院 (1 施設)	・独立採算の施設であり、更新等については本計画とは別に検討する。

その他の施設	
その他の施設 (15 施設)	・ 施設の利用状況や老朽化を踏まえて、公共施設として今後維持することが困難な施設については、他施設との統合や廃止などを行う。 ・ 小城市廃棄物中継センターは、新ゴミ処理施設の整備による総量削減を図る。 ・ 小城駅舎は、国登録文化財であることから、現状保存を行う。
インフラ施設	
全種類共通	・ インフラ各種においては、関係省庁などからの通達による長寿命化計画等に沿っての管理運営を行う。 ・ 長寿命化を考慮した構造物の安全性や健全性のほか、利用者視点の快適性や供用性についても検証する。 ・ 更新及び維持コストの平準化のために、計画的且つ予防的な更新・修繕対策等を実施する。 ・ 定期点検等を行うことで、安全確保と有事の際の対応に備える。

VI. 計画の推進にあたって

1. 全庁的な取組体制の構築方針

公共施設等の総合的なマネジメントを推進していくにあたり、全庁横断的な連携・調整機能を発揮できる庁内推進体制を構築します。

庁内推進体制として「経営戦略会議」を活用し、各事案について効率的に推進していきます。また、公共施設等の情報を管理・集約する部署を財政課と定めて的確に運用していきます。

さらに、地方公会計（固定資産台帳）と連動した公共施設等マネジメントを実施していくため、毎年度の決算等と連携可能な管理手法を構築します。

（1）庁内推進体制

経営戦略会議 構成員

主 宰	市長					
構成員	副市長	教育長	総務部長	市民部長	福祉部長	産業部長
	建設部長	教育部長	総務課長	財政課長	企画政策課長	

（2）市職員の啓発・意識付け

公共施設の総合的な管理を推進していくためには、公共施設に係るコスト、将来を含めた小城市の財政状況、公共施設の適正管理のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。

そのため、研修や勉強会等を実施し、公共施設の総合的な管理に対する市職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

2. フォローアップの実施方針

（1）個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定

本計画に示す公共施設の総合的な管理に対する基本的な考え方や取組の方向性に基づき、今後は個別施設又は施設用途別ごとに、更新計画や長寿命化計画、維持管理計画、施設再配置計画などの具体的な取り組みを実践していくための推進計画やアクションプランなどの策定を進めていきます。

なお、推進計画・アクションプランなどの策定にあたっては、「経営戦略会議」を中心とした全庁横断的な連携・調整機能を発揮し、的確な計画策定に留意します。

（2）計画の進行管理

本計画については、「経営戦略会議」を中心にPDCAサイクルにより進捗状況や達成度評価等について検討・協議し、定期的・継続的な見直しを行うことで、更なる内容の充実を図ります。

本計画の定期的な見直しの頻度については、以下のとおりとします。

要素	内容	時期（頻度）
現状分析	財政状況等	1年に1回
現状分析	人口動態等	5年に1回
現状分析	公共施設等	随時

そのほか、社会経済情勢やまちづくりの動向等に大きな変化が生じた場合、必要に応じて適宜の見直しを実施することとします。

3. 情報管理及び共有方策

（1）公共施設等に関する情報の一元管理

計画的、効率的に公共施設等の管理を進めていくためには、情報の一元管理と共有化が不可欠です。その実現に向けて、地方公会計（固定資産台帳）と連動した公共施設等マネジメントの実現を図ります。毎年度の決算等と連携可能な管理手法を構築し、継続的な運用と情報の一元管理及び共有化を図ります。

（2）市民等との情報共有・相互理解の醸成

本市における公共施設等の最適な規模や配置等についての検討は、まちづくりのあり方に関わるものであり、本計画の推進にあたっては、住民や利用者との相互理解と合意形成を醸成することが重要となります。

そのため、本市の公共施設等の総合的な管理に対する考え方や目指す姿、施設の有効利用や効率的な管理運営に向けた取り組みの方向性などの情報を広く発信し、周知・啓発を図っていきます。特に、市民生活と密接な関わりを持つ公共施設については、市民の意見や意向を把握し、本計画及び個別施設又は施設用途別ごとの推進計画やアクションプランなどに反映せる仕組みや、市民協働による公共施設等の管理の方法についても今後検討していきます。



小城市公共施設等総合管理計画（概要版）

平成 29 年 3 月 発行

小城市 財政課

〒845-8501 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

TEL : 0952-37-6117 FAX : 0952-37-6163

URL : <http://www.city.ogi.lg.jp/>
